

# 第 18 回総会議事録

(令和 6 年 12 月 26 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第8期第18回総会 議事録

日 時	令和6年12月26日（木）14時00分～16時00分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 16名 欠席委員数 3名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第6号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第7号議案 特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農業委員会が発行した11月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第7号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第8号 農地所有適格法人の事業の状況報告について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>32番 許可</p> <p>33番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>22番 許可相当</p> <p>第3号議案</p> <p>38番 許可相当</p> <p>39番 許可相当</p> <p>40番 許可相当</p> <p>41番 許可相当</p> <p>42番 許可相当</p> <p>第4号議案</p> <p>57番 証明交付</p>

	<p>58番 証明交付</p> <p>第5号議案</p> <p>15番 利用確認</p> <p>16番 利用確認</p> <p>17番 利用確認</p> <p>18番 利用確認</p> <p>19番 利用確認</p> <p>第6号議案</p> <p>6番 承認</p> <p>7番 承認</p> <p>8番 承認</p> <p>第7号議案</p> <p>5番 承認</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 14時40分)</p> <p>事務局から出席状況(出席委員16名、欠席委員3名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。</p> <p>横浜市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から第18回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号16番 小川名 重典委員、19番 守谷 弘委員にお願いします。</p> <p>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>32番について、事務局から説明して下さい。</p>
事務局	<p>譲受法人は保土ヶ谷区上菅田町に事業本部を置く社会福祉法人で、社会福祉事業の一環で、通所者に農作業を通じた社会参加の場を提供しています。過去にも農地法第3条の許可を得て農地を取得しています。申請地につきましては現在利用権制度を用いて耕作しておりますが、今回所有者と話がまとまり売買により所有権移転をされることとなりました。引き続き露地野菜畑として利用する予定です。</p> <p>農作業は施設スタッフ7名と利用者で行います。農地は全て良好に耕作されており、通作距離及び周囲との調和要件についても現在すでに耕作をしている土地のため問題ないと考えられます。</p> <p>地区担当の守谷委員に現地は確認いただいております。</p> <p>今回の案件は、教育、医療又は社会福祉事業を目的とした法人が業務に必要な施設の用に供すると認められるため、農地法第3条第2項ただし書きにおける例外的に許可することができる場合に該当し、許可要件を満たすと考えております。</p>

議長	32 番について、地区担当の守谷委員の意見はいかがですか。
守谷委員	過去 2 回の 3 条許可においても適正に耕作されていることを確認しています。問題ないと思います。
議長	32 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 他の委員の意見が無いようですので、32 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、32 番は許可と決定します。 続いて、33 番について、事務局から説明してください。
事務局	譲渡人は労力不足により農業廃止を考えていたところ、譲受人に申請地を売却することで話がまとまったため申請に至りました。 譲受人世帯の現在の耕作面積は約 3 a で、申請地を加えると約 7 a となります。経営農地は果樹畑として、適正に管理されていることを確認済みです。申請地は権利取得後、露地野菜畑として耕作予定です。 自宅から申請地までは約 2 km・車で 3 分で、通作距離に問題はありません。常時従事者は、本人含め 3 名です。現在の耕作状況から、必要である日数について従事することが見込まれます。農地の利用調整、農薬の使用方法について、地域の取り決めを順守するとのことであり、周囲との調和条件についても問題ありません。 現地は、地区担当の関口推進委員に確認いただいています。 以上、第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えておりますのでご審議をお願いします。
議長	33 番について、地区担当の関口推進委員の意見はいかがですか。
関口推進委員	現在もきれいに耕作されていますが、高齢化により担い手が移っていくのは当然だと思います。何も問題ないと思います。
議長	33 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
議長	他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、33 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)

議長

賛成多数と認め、33番は許可とします。

続いて、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。22番について、事務局から説明してください。

事務局

申請者は、高齢によりすべての農地を耕作できないため畑の一部分の土地の活用を検討していたところ、近隣で運送業を営む会社より駐車場として貸してほしいと依頼があったため、農地を転用します。借受法人は折本町に3か所駐車場がありますが、うち2か所を解約することになり、代わりに駐車できる場所を探していました。今回の申請地は解約する駐車場とほぼ同じ面積であり、そこに駐車していた大型トラック6台、中型トラック4台の計10台を駐車させることができます。折本町の事業所からの距離も許容範囲であり、第三京浜港北インターに近い立地であることから、転用を申請します。

立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水管があり、500m以内に池辺保育園と都田幼稚園があります。

雨水は砕石敷きにより自然浸透させます。出入口はアスファルト敷きのスロープを設置し、新設U字溝と自然浸透枳を敷地内に設置することで、雨水が道路側に流れないように処理します。隣接農地との境界には、高さ50cmの鋼板土留めと3段積みコンクリートブロックを設置します。周囲の農地の影響について問題ないことを、隣接農地所有者に了承済みです。道路側の境界には高さ1mのH鋼鋼板を設置します。道路側の境界には法面がありますが、砕石を入れてH鋼鋼板にすりつける計画です。

所有農地に違反転用はありません。

砕石を入れてすりつける行為が宅地造成許可の必要な造成にはあたらないこと、土圧に対してH鋼鋼板の強度が問題ないことについては、建築局調整区域課に確認済みです。スロープの雨水処理の施工方法、道路際にH鋼鋼板を設置することについて問題ないことを都筑土木事務所に確認済みです。雨水浸透阻害行為許可申請が不要であることを、横浜市下水道河川局河川管理課に確認済みです。埋蔵文化財包蔵地区域外であることを事前確認済みです。現地は、地区担当の根本委員に確認いただきました。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

22番について、地区担当の根本推進委員の意見はいかがですか。

根本推進委員

道路より70から80cm高い土地ですが、事務局の説明のとおり調整してくれています。問題ないと思います。

議長

22番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、22番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長	<p>賛成多数と認め、22番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。38番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は神奈川、千葉、東京で建築資材販売業、建設業を行う法人です。足場やゲートなどの建設資材のリース、販売をしています。しかし、売り上げの増加、横浜方面での需要の増加により現在の千葉の資材置場からの資材輸送では効率が悪くなっています。申請地は譲渡人の所有するその他の農振農用地の農地と離れていて営農もしづらく、譲受人にとっても事務所がある三保町や高速道路とのアクセスも良く、4tトラックの出入りをする事ができるため利用したいと今回の申請に至りました。</p> <p>立地基準は第3種農地です。申請地から500m以内に十日市場公園と十日市場東公園があり、前面道路に下水道管、ガス管があります。</p> <p>敷地内は砂利敷きとし、雨水は自然浸透させます。出入口部分は砂利が外に出ないようコンクリート敷きにします。東側、南側境界沿いにはブロック基礎で45cmの高さの鋼板を新設します。北側は既存ブロックをそのまま活かします。</p> <p>前面道路への土砂流出対応として出入口部分のアスファルト舗装にすること、またその部分の雨水排水について緑土木事務所と協議済みです。</p> <p>申請地については、齋藤推進委員と立会いをしております。</p>
議長	<p>38番について、地区担当の齋藤推進委員の意見はいかがですか。</p>
齋藤推進委員	<p>十日市場駅からも近く東名高速と環4が交差するような位置です。周辺に農地もなく問題はないのではないかと思います。</p>
議長	<p>38番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、38番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、38番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、39番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は建設工事業・産廃業を営む法人で、泉区で賃借中の資材置場が立ち退きを求められており、瀬谷区にある資材の一部も移転させたいことから、業務の効率化や業務量の増加を考慮して、本店からのアクセスや必要面積等の条件を満たす代替地を探していました。</p> <p>立地基準は第3種農地です。申請地から500m以内に早渕中学校と勝田小学校があり、前面道路に上・下水道管があります。</p> <p>敷地内の北・東側の境界沿いの法面は現状のまま、西側は芝張りとしします。残りは</p>

全面砂利敷きとします。スロープ状の出入口部分を南東側に設け、敷地内の北東側と北西側と南西側の境界付近に浸透柵を設置し雨水を集水させます。西・南側の一部は既存コンクリートブロックとフェンスをそのまま活かし、残りは新設鋼板土留めを設置します。北側と出入口部分を除く東側は既存土留めと単管柵を活かし、土砂流出を防ぎます。

雨水浸透阻害行為許可については、事業区域を法面の面積を除くと 1000 m<sup>2</sup>以下となることを河川管理課で確認済みです。出入口部分にあるU字側溝はそのまま良いことについて土木事務所と協議済みです。

申請地については地区担当委員の金子宏正推進委員に確認をお願いしております。

議長

39 番について、地区担当の金子宏正推進委員の意見はいかがですか。

金子宏正  
推進委員

今は少し荒れてしまっている畑です。被害防除の計画もしっかりしています、問題ないと思います。

議長

39 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、39 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、39 番は許可相当とし市に進達します。

続いて、40 番について、事務局から説明してください。

事務局

譲受人は3人家族で、譲渡人が所有するアパートに社宅として居住しています。将来、子どもが増え部屋が手狭になることが予想されることから、分家住宅を建築するための転用です。申請地は、通勤や子育て等を考慮した結果、他に適地がないため選定されました。なお、筆の一部の転用となり、残農地は譲渡人が引き続き耕作をします。

立地基準は第3種農地です。300m以内にグリーンラインの東山田駅があります。

被害防除については、敷地内の雨水は前面道路の側溝に接続、汚水は浄化槽に接続し処理します。北側は新設コンクリートブロック1段で通作路にあたる部分は5段、東側は新設コンクリートブロック1段、南側は新設型枠コンクリートブロック5段を設置します。西側の出入口部分は土間仕上げとし、建物以外の敷地は、芝生と砂利敷きとします。

建築物の新築許可申請について、建築局調整区域課にて受付済みです。汚水排水を浄化槽で処理すること都筑土木事務所に確認済みです。

地区担当委員の加藤 保委員に確認をいただきました。

議長

40 番について、飯塚推進委員の意見はいかがですか。

飯島推進委員	特に問題はないと思います。
議長	40 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、40 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、40 番は許可相当とし市に進達します。 続いて、41 番について、事務局から説明してください。
事務局	<p>譲受人は都筑区勝田町に主たる事務所を構える総合電気・通信の設計事業者です。現在、事務所及び作業所として所有している事業地が、近年事業拡大に伴い在庫資材が増加し作業スペースを確保するため、資材を高く積み危険が状態です。また、資材の盗難対策のための新たなスペースも必要になっています。これらの課題を解決と業務の効率化を考えて、従業員の通勤車両と業務用車両を駐車できる現事業所から徒歩圏内の土地を探していたとのことです。</p> <p>立地基準は第3種農地です。申請地から500m以内に すぎの森幼稚園 と 茅ヶ崎東つくし公園 があり、前面道路に上・下水道管があります。</p> <p>西側の農地境界には既存コンクリートブロックあり、追加で鋼板と単管パイプの柵を新設します。北側の宅地境には既存コンクリートブロック及びフェンス、南側の既存事業地境には既存鋼板土留めがあり、それらをそのまま活かします。北側宅地及び西側農地に配慮し、約1.5m幅で緩衝帯（植栽）を設けます。東側の出入口部分はコンクリート舗装します。緩衝帯を除くそれ以外の部分は、転圧・砂利敷きとします。雨水は自然浸透及び東側道路沿いにU字溝、集水柵を新設して集水し、前面道路U字溝に接続・排水します。</p> <p>造成等については、建築局調整区域課で手続き不要と確認済みです。雨水処理については、緩衝帯を事業地として含めないことで1000㎡以下となることを下水道河川局河川管理課で確認済みです。前面道路への土砂流出対応として出入口部分のコンクリート舗装することを都筑土木事務所と協議済みです。</p> <p>申請地については、地区担当委員の金子宏正推進委員に現地確認をお願いしております。</p>
議長	41 番について、地区担当の金子宏正推進委員の意見はいかがですか。
金子宏正 推進委員	隣を使用している法人の転用です。現状は植木畑です。問題ないと思います。
議長	41 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
委員	(挙手)

議長

賛成多数と認め、41番は許可相当とし市に進達します。  
続いて、42番について、事務局から説明してください。

事務局

譲受人は土木工事業を営む法人で、申請地の隣接地に重機や資材を置くヤードを保有しています。近年大型重機による施工が求められていることから大型の重機を導入しましたが、置場がないため施工現場などに仮置きをお願いしている状況です。継続して保管を依頼することも限界にきており、これらを引取るにあたり現在の事業地を拡張する必要があるため転用するものです。業務の効率や前面道路の条件を考慮し既存ヤードの近接地で探しましたが、条件が合う土地で応じてもらえたのは申請地しかありませんでした。

立地基準は第2種農地です。市街化区域から500m以内にあり、10ha以上の集団農地に属しません。

申請地には重機を置く部分と、重機を待機場所から運搬するための通路及び横浜市開発調整条例に基づく緑化部分を設けます。緑化部分は土のままとし、法面には藁芝をはります。その他は碎石敷きにし、雨水は自然浸透とします。オーバーフロー分は勾配によりU字溝に集水し、公共下水管へ排出します。通路は碎石敷きにしますが、鉄板を敷き轍でくぼみができないよう補強します。西側の方が申請地より高くなっているため、法尻にU字溝を設け、法面より流れてくる雨水を受け、新設の雨水流出抑制施設へ接続し、公共下水管へ排水します。西側の一部が譲渡人所有の農地と接していますが境界にフェンスを新設します。

土地の造成行為について、宅地造成許可申請を受付済です。申請地は1000㎡を超えていますが、特定都市河川流域外のため手続きは不要です。埋蔵文化財包蔵地にあたりますが、横浜市教育委員会へ届出を行っております。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

42番について、地区担当の内田推進委員の意見はいかがですか。

内田推進委員

事務局と立ち合いを行いました。問題ないと思います。

議長

42番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

関戸委員

周りが法面と譲受法人の事業地に囲まれているように見えます、今まではどのように通作していたんですか？

事務局

西側の法面が譲渡人の残農地です。そこを通過して通作していました。

議長

他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、42番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、42番は許可相当とし市に進達します。  
続いて、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。57番から58番までについて、事務局から説明してください。

事務局 57番について、立地基準は第2種農地です。17年間、駐車場として使用されていることを航空写真で確認しました。  
58番について、立地基準は第2種農地です。57番と一体として17年間、駐車場として使用されていることを航空写真で確認しました。

議長 57番から58番までについて、委員の意見、質問等がありますか。  
無いようですので、57番から58番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数のため、57番から58番までにつきまして証明交付とします。  
続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」審議します。15番について、事務局から説明してください。

事務局 こちらの案件につきまして、地区担当委員の小島委員と対象者と現地立会いを行いました。  
スライドの通り対象の農地は主に果樹畑として良好に耕作されていることを確認しております。以上、緑税務署へ利用状況の確認につきまして農地として適正に管理されている旨報告したいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 15番について、地区担当の小島委員の意見はいかがですか。

小島委員 事務局の説明のとおり梨畑が主体です。適正に耕作されており、新しいやり方も試しているようです。問題ないと思います。

議長 15番について、他の委員の意見、質問等がありますか。  
無いようですので、15番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、15番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。  
続いて、16番について事務局から説明してください。

事務局	<p>こちらの案件につきまして、地区担当委員の新川推進委員と対象者と現地立会いを行いました。</p> <p>スライドの通り対象の農地は主に果樹畑、一部露地野菜畑、植木畑として良好に耕作されていることを確認しております。以上、保土ヶ谷税務署へ利用状況の確認につきまして、農地として適正に管理されている旨報告したいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	16 番について、地区担当の新川推進委員の意見はいかがですか。
新川推進委員	すべての筆を確認しましたがきれいに耕作されていました。栗の畑は急傾斜でかなり大変だと思いますがきれいにされていました。ご審議よろしくお願いたします。
議長	<p>16 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、16 番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いたします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、16 番は適正に利用されていることを保土ヶ谷税務署に報告します。</p> <p>続いて、17 番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきまして対象者と地区担当委員の阿部委員と現地立会いを行いました。現地立会いの結果、対象の農地は露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しました。</p> <p>以上のことから、保土ヶ谷税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に管理されている旨を報告したいと考えています。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	17 番について、地区担当の阿部委員の意見はいかがですか。
阿部委員	特段問題ないと思います。
議長	<p>17 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、17 番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いたします。</p>
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、17 番は適正に利用されていることを保土ヶ谷税務署に報告しま

す。続いて、18番について事務局から説明してください。

事務局

こちらの案件につきましては地区担当の関口推進委員と対象者と現地立会いを行いました。現地調査の結果、対象農地は植木畑として全て適正に管理されていることを確認しています。

以上のことから、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に管理されている旨を報告したいと考えていますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

18番について、地区担当の関口推進委員の意見はいかがですか。

関口  
推進委員

農協の植木部で役員をやっている方です。なかなか大きいものは売れにくくなってきているそうですが頑張っています。ご審議よろしく申し上げます。

議長

18番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、18番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、18番は適正に利用されていることを神奈川税務署に報告します。続いて、19番について事務局から説明してください。

事務局

こちらの案件につきましては問題なく耕作されていることを確認しております。写真をご覧ください。現地調査の結果、露地野菜、竹林および果樹畑として当該地が適正に管理されていることを確認しております。

以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

19番について、地区担当の中山推進委員の意見はいかがですか。

中山推進委員

現地は適正に管理されておりました。

議長

19番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、19番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、19番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。

続いて、第6号議案「農地造成工事の承認について」審議します。6番について、

事務局から説明してください。

事務局

申請地は、横浜市が実施する都市計画道路川崎町田線の事業用地として北西側約半分を売却したため、不整形となった田です。三角地では田としての管理が困難なため、畑に転換する目的で農地造成を行います。

申請地の北西側は新しく川崎町田線が通り、東側は既存道路、西側は水路、南側は田に接しています。川崎町田線の工事で発生した土を最大76cm盛りますが、下部の土は主に申請地から約200m西側にある元々農地であった土地の土を、上部30cmは申請地から分筆し売却した北西部分の土を使用する予定です。北西側は川崎町田線用地に高さを合わせ、隣地境界の内側に土留鋼板を設置します。東、西、南側は隣地境界から30cm以上離して30度の勾配の法面を作り、隣地境界の内側に土留鋼板を設置します。法面は芝張りで保護します。また、東側のU字溝の一部を暗渠にし、出入口を設けます。

計画内容について、隣地所有者の同意を得ています。また、横浜市の技術的基準に適合していること、農業振興地域整備計画に支障がないことを北部農政事務所に確認しています。

以上、計画は妥当と考えます。

議長

6番について、地区担当の井上推進委員の意見はいかがですか。

井上推進委員

事務局の説明のとおり、道路開発の影響で不整形になったものです。田んぼの管理のための重機を使うのは難しい状況です。問題ないと思います。

議長

6番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、6番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、6番について承認と決定します。

続いて、7番について事務局から説明してください。

事務局

申請地は都筑区大熊町の農振農用地です。申請地はこれまで露地野菜畑として利用されてきましたが、令和6年12月に利用権が設定され、借主が今後オリーブを栽培するにあたり、それに適した土壌とするために農地造成を行うものです。今回、工事は土地所有者の同意を得た上で、借主自身で行うため、造成主及び工事施工者が借主の名前となっています。

造成計画については、申請地に土と堆肥を搬入、天地返しを行い、結果として現況地盤から最大1m高くなる計画です。搬入する土は赤土及び山砂、堆肥は剪定木を使用した植物性堆肥を業者から購入するもので、オリーブの耕作に適したものとなっています。

申請地の南側は道路と接しておりますが、道路より畑が窪んでおり、雨水の流入対策並びに安全性の確保を目的としてU字溝を新設し、畑の一部に盛土をし、平らにする計画です。最大盛土高は1mで約30度の法面をつくります。法面保護については、防草シートを設置します。

当該地については、地域の農業団体はありません。現地については、地区担当委員の村岡推進委員、造成主及び工事施工者、北部農政事務所の担当、中央農業委員会事務局で現地立合いの上、確認しております。

今回の計画が横浜市の技術的基準に適合し、農振整備計画への支障がないことも確認しています。

以上、十分な安全措置は取られており、計画は妥当と考えます。ご審議のほどお願いいたします。

議長

7番について、地区担当の村岡推進委員の意見はいかがですか。

村岡推進委員

何年も荒れている土地です。法人が借受けて説明通り進められるなら問題ないと思います。

議長

7番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、7番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、7番について承認と決定します。

続いて、8番について事務局から説明してください。

事務局

申請地は都筑区大熊町の農振農用地です。申請地はこれまで梅畑として利用されてきましたが、令和6年12月に利用権が設定され、借主が今後オリーブを栽培するにあたり、それに適した土壌とするために農地造成を行うものです。今回、工事は土地所有者の同意を得た上で、借主自身で行うため、造成主及び工事施工者が借主の名前となっています。

造成計画については、申請地に土と堆肥を搬入、天地返しを行い、結果として現況地盤から最大0.95m高くなる計画です。搬入する土は赤土及び山砂、堆肥は剪定木を使用した植物性堆肥を業者から購入するもので、オリーブの耕作に適したものとなっています。

申請地の南・東側は道路と接しておりますが、鋼板土留めを施工し、その設置個所から約20cmセットバックした位置から新たに約30度の法面をつくります。法面保護については、防草シートを設置します。

当該地については、地域の農業団体はありません。現地については地区担当委員の村岡推進委員、造成主及び工事施工者、北部農政事務所の担当、中央農業委員会事務局で現地立合いの上、確認しております。

今回の計画が横浜市の技術的基準に適合し、農振整備計画への支障がないことも確認しています。

以上、十分な安全措置は取られており、計画は妥当と考えます。ご審議のほどお願いいたします。

議長

8番について、地区担当の村岡推進委員の意見はいかがですか。

村岡推進委員

この場所も同様に荒れている土地です。7番と同様、問題ないと思います。

議長

8番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、8番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、8番について承認と決定します。

続いて、第7号議案「特定農地貸付法に基づく特定農地貸付の承認について」審議します。5番について事務局から説明してください。

事務局

まず開設場所をご説明いたします。申請地は斜線の箇所で、生産緑地です。申請地の周囲が自作地で、自作地を含む申請対象筆の全体として、東側が道路に面し、北・西・南の3方向は宅地に隣接しています。申請対象地の境界は明確です。案内図のとおり周辺に農地はなく、周囲への影響は軽微と思われま

す。続けて、配置計画図をもとにご説明します。貸付区画は1区画約33㎡で合計9区画を配置する計画です。入口は自作地と共用で、東側道路から出入りできます。水利設備はないため、利用者が適宜持ち込みます。

また、利用者は徒歩圏内に限定し、駐車場は設置しません。

次に開設内容のご説明をいたしますので、「2 開設内容」をご覧ください。

- ・農園の名称：金子農園
- ・貸付期間：1年間
- ・貸付けにかかる賃料：年間18,000円／区画
- ・募集方法：現地募集看板
- ・管理者：開設者本人

横浜市と土地所有者との貸付協定は、令和6年12月9日に結んでおります。

なお、申請地は相続税納税猶予の対象地となっています。利用者への貸付後に、対象農地の一部を自作から農園用地貸付けに変更した旨を神奈川県税務署に報告する必要があります。

地区担当の加藤保委員に現地を確認いただきました。

以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項について妥当と認められると考えられます。

議長	5番について、飯塚推進委員の意見はいかがですか。
飯塚推進委員	事務局の説明の通りで、加藤保委員からは問題はないと聞いています。
議長	5番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、5番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、5番は承認とします。 以上で第18回総会審議事項の審議を終了します。 続いて、報告事項について野路職務代理をお願いします。
野路委員	報告事項第1号から第8号について事務局から説明してください。
事務局	(報告事項第1号から第8号まで、議案書のとおり一括報告)
野路委員	第1号から第8号について、質問等がありますか。 無いようですので第1号から第8号までを了承とします。 これをもちまして第18回総会を終了します。
	(閉会 16 時 00 分)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 6年 12月 26日

議 長

署名人

署名人

令和6年12月26日開催 第18回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田昇	会長	出席	議長
2	野路幸子	会長職務代理者	出席	
3	飯田清		出席	
4	加藤義晴		出席	
5	小島重信		出席	
6	平本武夫		出席	
7	坂田清一		出席	
8	白井秀幸		出席	
9	阿部敏		出席	
10	金井健		欠席	
11	小池誠一郎		出席	
12	岡本肇	連合会理事	出席	
13	菅沼進		出席	
14	杉崎精一		出席	
15	関戸裕一	連合会理事	出席	
16	小川名重典	連合会理事	出席	議事録署名人
17	加藤保		欠席	
18	石井芳明		欠席	
19	守谷弘		出席	議事録署名人

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	飯嶋啓吾		出席	
2	荻野清	連合会理事	欠席	
3	金子宏正		出席	
4	川田昭一		欠席	
5	鈴木昇	連合会理事	出席	
6	関口正徳		出席	
7	中山勝		出席	
8	根本栄治		出席	
9	村岡鐘		出席	
10	井上太市		出席	
11	内田英一	連合会理事	出席	
12	大矢勝		欠席	
13	金子晴男		欠席	
14	河原俊一	連合会監事	出席	
15	小原甲史		出席	
16	齋藤春美		出席	
17	佐藤孝春		出席	
18	新川和生		出席	
19	森正明		出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし